

「令和8年度 SNS を活用した愛媛県立病院看護師魅力発信事業企画運営業務」 公募型プロポーザル審査基準

1 本書の目的

本書は、「令和8年度 SNS を活用した愛媛県立病院看護師魅力発信事業」（以下「本業務」という。）に係る公募型プロポーザルにおける業務予定者を選定するための審査基準及びその他必要な事項を定めるものである。

2 業務予定者の選定

見積り額が委託契約の上限の範囲内である提案者のうち、総得点により審査順位を決定し、第一位の者を業務予定者とする。

3 提出書類の確認

- (1) 公営企業管理局総務課において、提案者から提出のあった企画提案書に不備等がないか確認を行い、不備等があった場合は補正を求める。
- (2) 補正を求めた企画提案書の提出期限は当初と同じものとし、提出期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。

4 審査の実施主体

別途設置する選定委員会が行う。

5 審査項目

選定に係る審査対象事項は、以下のとおりとする。

- (1) 業務等の理解度
 - ・事業目的を正しく理解し、課題解決に繋がる実現可能な提案が出来ているか。
- (2) 提案内容の実効性
 - ・仕様書及び作成要領に即したものとなっているか。
 - ・プロジェクトチームメンバーを対象とした会議について、看護師が主体的に検討できるような、率直な意見交換が可能となる環境づくりがされているか。
 - ・会議において抽出された看護師の意見を企画へ適切に反映させる仕組みが構築されているか。
 - ・県立病院の看護師の等身大の姿や魅力が伝わるコンテンツ作成が可能な内容になっているか。
 - ・各 SNS のアルゴリズム特性等を踏まえた、効果的な動画制作が行える内容となっているか。
 - ・委託者の意向に沿った柔軟な調整が可能な体制となっているか。
- (3) 業務遂行の確実性
 - ・本事業に関する十分な知見・ノウハウは有しているか。
 - ・類似業務の実績とその内容は、本業務を実施するにあたり十分であるか。
- (4) 経費の妥当性

- ・企画提案内容に対し、適切に積算し、実施可能な金額か。

6 審査方法

- (1) 選定委員会は、提出された企画提案書を採点する。
- (2) 選定委員会は、審査順位が第一位の者を業務予定者とする。
- (3) 提案者が1者のみの場合、審査の結果において審査得点が総得点の6割以上である場合に業務予定者として選定する。6割に満たない場合又は提案者がいない場合には、再度公募を実施する。